

広島県告示第七百八十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十五年十月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十五年十月十日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社下井建設

三次市西酒屋町五八番地の三

代表取締役 下井 健太

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二―）第三二五六七号

四 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の当時の代表取締役は、法人税法違反により、広島地方裁判所において、懲役十月、執行猶予三年の判決を受け、平成二十四年十一月二十七日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。